


理容所  
美容所


のてびき



八王子市保健所 生活衛生課 環境衛生担当

〒192-0046 八王子市明神町3丁目19番2号  
東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟 5階

 TEL 042-645-5142 (直通)

 FAX 042-644-9100

 **八王子市**  
HACHIOJI CITY

令和5年（2023年）12月13日改訂

# 1 施設開設までの手続き

## 事前 相談

構造設備、その他について、**図面等を持参**の上、事前にご相談ください。

## 書類 提出

開設には次ページ記載の書類が必要です。  
施設検査までの日数に余裕をもって提出してください。

## 施設 検査

施設が完成したら、保健所の職員による立入検査を行います。  
(設備基準への適合状況を検査します)

検査後、1週間程度お時間をいただきます。

## 開 店

検査に適合し、保健所長の確認を得ると開店できます。  
後日、確認済書を交付します。  
認印をお持ちの上、速やかに取りに来てください。 ※確認済書の再発行はできません。

## 2 開設手続に必要な書類

書類	注意点
<input type="checkbox"/> 開設届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子市の様式を使用する</li> <li>・保健所窓口で記入 又は 八王子市ホームページからダウンロード</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 構造設備の概要書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所窓口で記入 又は 八王子市ホームページからダウンロード</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 従事者名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師（美容師）以外の従事者も記載する</li> <li>・保健所窓口で記入 又は 八王子市ホームページからダウンロード</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業イス、客待ち場所と作業室の間の区画及び消毒用流水設備を明確に記載</li> <li>・作業室内寸及び面積を記載</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 施設付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場があればその場所も記載する</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 理容師（美容師）免許証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>本証</b>を提示する</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 管理理容師（美容師）の講習修了証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師（美容師）が複数いる場合</li> <li>・<b>本証</b>を提示する</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 医師による診断書 （理容師・美容師のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>結核、伝染性皮膚疾患</b>でない旨記載</li> <li>・3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 検査手数料（24,000円）	
<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>開設者が法人の場合</b>のみ</li> <li>・法務局で取得</li> <li>・<b>原本</b>を提示する</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>開設者が外国人の場合</b>のみ</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、パスポート等</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続者と開設者が異なる場合</li> </ul>

# 3 構造設備基準について



## 特にご注意をお願いします。

- ・1作業室の床面積は、**13㎡**以上ですか？
- ・床の素材は、**不浸透性材料**ですか？
- ・器具消毒用の**流水設備**はありますか？
- ・作業面は十分に明るいですか？（照度**100ルクス**以上）

### 客待ち場所

- ・作業室には、作業中の客以外みだりに出入りさせない。
- ・ついで等で作業室と明瞭に区分

### 洗浄済タオル入れ

- ・汚染を受けないよう、扉などがついた場所に保管

### 未洗浄タオル入れ

### 作業室床面積・作業イスの台数

- ・1作業室の面積は13㎡以上（面積は内法で算定）
- ・**理容所**：作業室面積13㎡の場合、3台まで。さらに、1台増やすごとに4.9㎡を加えた面積以上とする。
- ・**美容所**：作業室面積13㎡の場合、6台まで。さらに、1台増やすごとに3㎡を加えた面積以上とする。

### 床・腰板

- ・フローリング、ビニールクロス等の不浸透性材料

### 消毒済器具保管場所

- ・汚染を受けないよう、密閉された場所に保管

### 消毒設備

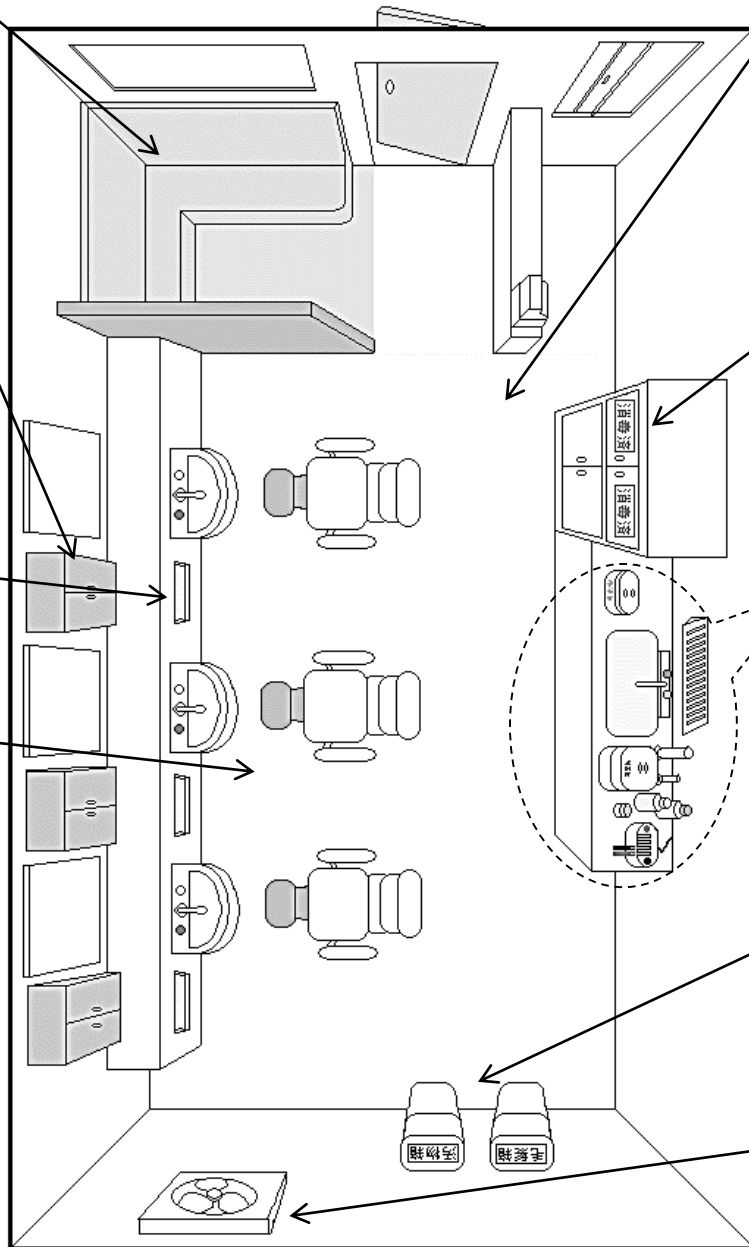
- ・流水装置のある洗場
- ・消毒薬、計量器具
- ・未消毒器具用容器
- ・器具消毒用容器
- ・器具乾燥棚 等

### 毛髪箱・汚物箱

- ・各々別途に備える
- ・各々ふたつきのもの

### 採光・照明・換気

- ・採光、照明及び換気を十分に確保
- ・作業面は100ルクス以上の明るさ
- ・室内の二酸化炭素濃度は0.5%以下



# 4 各種申請・届出手続きについて

下記のような場合には届出が必要になります。

## ●新規開設届

- ・開設者の変更（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ・施設の移転（仮店舗も含む）
- ・施設の大幅な増改築
- ・施設の建て替え 等

### 必要書類

「開設手続に必要な書類」をご覧ください。

## ●変更届

- ・法人代表者の変更
- ・施設の小規模な増改築 等

※届出事項が変わる際は変更届が必要になります。  
届出事項とは、お店の名前や営業者の住所、面積算定にかかわるもの（椅子の数など）です。  
※施設の変更は事前に保健所に相談してください。

### 必要書類

- ・変更届
- ・変更した内容のわかる書類  
（履歴事項全部証明書、施設設備図面等）

## ●従事者変更届

- ・従事者の新規雇用、異動、退職等

### 必要書類

- ・従事者変更届
- ・理容師（美容師）の免許証
- ・医師による診断書  
（結核・伝染性皮肤病疾患の有無がわかる3ヶ月以内に発行のもの）

## ●承継届

### 【事業譲渡】

譲渡により、営業者が事業を承継した。

### 【相続】

営業者（個人）が死亡し、相続した。

### 【合併・分割】

営業者（法人）が合併or分割した。

※手続きに関しては、事前に保健所に相談してください。

### 必要書類

- ・承継届
- 【事業譲渡】
  - ・営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 【相続】
  - ・戸籍謄本
  - ・被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
  - ・相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）  
相続人の範囲：法定相続人
- 【合併・分割】
  - ・履歴事項全部証明書（合併or分割登記後のもの）

## ●廃止（停止）届

- ・営業をやめた 等

### 必要書類

- ・廃止届
- ・施設開設時の確認書

## 5 器具類の洗浄と消毒方法

皮膚に接する器具類は、お客さま1人ごとに規定の方法により洗浄・消毒した清潔なものを使用しましょう。



### ① 血液が付着している器具、またはその疑いのある器具類の消毒 (カミソリなど)

- ・ 煮沸  
沸騰後2分間以上煮沸
- ・ 消毒用エタノール (76.9v/v%~81.4v/v% エタノール液)  
10分間以上浸す
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム  
0.1%の薬液中に10分間以上浸す

### ② 血液が付着する疑いのない器具類の消毒 (はさみ、くし、ブラシなど)

- ・ ①と同様の消毒方法
- ・ 消毒用エタノール (76.9v/v%~81.4v/v% エタノール液)  
含ませた綿やガーゼで器具表面を拭く
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム  
0.01~0.1%薬液中に10分間以上浸す
- ・ 逆性石けん  
0.1~0.2%薬液中に10分間以上浸す
- ・ グルコン酸クロルヘキシジン  
0.05%薬液中に10分間以上浸す
- ・ 両面界面活性剤  
0.1~0.2%薬液中に10分間以上浸す
- ・ 紫外線照射
- ・ 蒸し器などによる蒸気

## 6 日常の衛生管理について

作業衣等	・感染症予防のため、顔面作業の際はマスクをし、作業中は清潔な作業衣を着用してください。
器具・タオル類の保管	・カミソリ、ハサミ、クシ、ブラシ、タオル、ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用してください。
器具等の保管	・洗浄、消毒済みの器具やタオルは使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管してください。
施設の清潔	・施設は常に整理整頓し、清潔に保つ ・床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めてください。
空気環境	・開放型暖房器具・ガス式蒸し器等を使用するときは、定期的に換気してください。
身体の清潔	・一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保ってください。
健康診断	・従業者は定期的に健康診断を受けてください。

## 7 関係機関一覧

① 理容師（美容師） 免許証に関すること ② 管理理容師（美容師） 講習会に関すること	公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8F） ① TEL 03-5579-6878 ② TEL 03-5579-6115
経営相談・融資相談・S マークに関すること	財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 東京都渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内 TEL 03-3445-8751
消防（テナント使用時の 消防設備の設置等）につ いて	八王子消防署 予防課 東京都八王子市上野町33 TEL 042-625-0119